

# 安 全 デ 一 タ シ 一 ト (SDS)

作成 2016年9月1日  
最終改訂 2025年6月30日

## 1.【化学物質等及び会社情報】

製品

製品の名称 アルタンノロエース77

供給者情報

会社名 アルタン株式会社

住所 東京都大田区東糀谷3-11-10

担当部門 商品部

電話番号 03-3743-5705

FAX番号 03-3743-5706

緊急連絡先 同上

## 2.【危険有害性の要約】

GHS分類

物理化学的危険性

引火性液体

区分2

健康に対する有害性

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性

区分2A

生殖毒性

区分1A

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

区分3(麻醉作用、気道刺激性)

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

区分1(肝臓)、区分2(神経)

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、  
上記以外の項目は、現時点で「分類できない」又は「区分に該当しない」である。

絵表示又はシンボル



注意喚起語 危険

危険有害性情報

引火性の高い液体および蒸気

強い眼刺激

生殖能または胎児への悪影響のおそれ

呼吸器への刺激のおそれ

眠気やめまいのおそれ

長期または反復ばく露による肝臓の障害

長期または反復ばく露による神経の障害のおそれ

注意書き 【安全対策】

使用前に取扱説明書を入手すること。

すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。-禁煙。

容器を密閉しておくこと。

涼しいところに置くこと。

容器を接地すること/アースをとること。

防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。

火花を発生させない工具を使用すること。

静電気放電に対する予防措置を講ずること。

ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

取り扱い後は手をよく洗うこと。

この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。

屋外または換気の良い区域でのみ使用すること。

保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。

指定された個人用保護具を使用すること。

**【救急措置】**

- 皮膚(又は毛髪)に付着した場合 直ちに、すべての汚染された衣類を脱ぐこと、取り除くこと。  
皮膚を流水/シャワーで洗うこと。
- 吸入した場合 空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
気分が悪い時は医師に連絡すること。
- 眼に入った場合 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外すこと。その後も洗浄を続けること。  
医師の診断/手当を受けること。
- ばく露またはその懸念がある場合 医師の診断、手当を受けること。
- 目の刺激が持続する場合 医師の診断、手当を受けること。  
気分が悪い時は、医師の診断/手当を受けること。
- 火災の場合 消火のために大量の水噴霧、またはアルコール用の消火器を使用すること。

**【保管】**

換気のよい場所で保管すること。  
施錠して保管すること。

**【廃棄】**

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

**国/地域情報**

国内法で規定のある場合、並びに、地域で規定のある場合はその規定に従う。

**3.【組成・成分情報】****単一製品・混合物の区別****混合物****成分及び含有量**

化学名	含有量(wt%)	CAS No.	化審法番号	労働安全衛生法	PRTR法
エタノール	70.13	64-17-5	(2)-202	通知対象物質	非該当
クエン酸	0.40	77-92-9	(2)-1318	通知対象外物質	非該当
クエン酸ナトリウム	0.25	68-04-2	(2)-1323	通知対象外物質	非該当
グリセリン脂肪酸エステル	0.20	123-94-4	(2)-669	通知対象外物質	非該当
柿抽出物	0.15	—	—	通知対象外物質	非該当
フェルラ酸	0.05	537-98-4	—	通知対象外物質	非該当
精製水	28.82	—	—	通知対象外物質	非該当

**4.【応急処置】****目に入った場合**

水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外すこと。  
その後も洗浄を続けること。医師の診断、手当を受けること。

**皮膚に付着した場合**

眼の刺激が続く場合は、医師の診断、手当を受けること。

直ちに、すべての汚染された衣類を脱ぐこと、取り除くこと。

**吸入した場合**

皮膚を流水/シャワーで洗うこと。

空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

気分が悪い時は医師に連絡すること。

**飲み込んだ場合**

水でよく口の中を洗浄した後、コップ数杯の清水を飲ませ希釈し、可能であれば吐き出させ、  
ただちに医師の手当を受ける。ただし、意識がない場合は、口から何も与えてはならない。  
また、吐かせようとしてはならない。直ちに医師の手当を受ける。

**急性症状および遅発性症状のもっとも重要な兆候症状**

吸入:咳、頭痛、疲労感、嗜眠

皮膚:皮膚の乾燥

眼:発赤、痛み、灼熱感

経口摂取:灼熱感、頭痛、錯乱、めまい、意識喪失

**5.【火災時の措置】****消火剤**

水、炭酸ガス、粉末、泡(耐アルコール)

**使ってはならない消火剤**

棒状注水

**消火方法**

初期の火災には、大量の水噴霧、または粉末、炭酸ガスなどの消火器による消火を行う。  
大規模火災には、耐アルコール泡消火剤を用いて空気を遮断する。

**6.【漏出時の措置】**

**人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置**

関係者以外の立ち入りを禁止する。

高濃度の上記にさらされないように保護眼鏡、適当な保護具を着用する。

**環境に対する注意事項**

流出した製品が河川などに排出され、環境への影響を起こさないように注意する。

大量の水で希釈する場合は、汚染された排水が適切に処理されずに環境へ流出しないように注意する。

**封じ込めおよび浄化の方法および機材**

少量の場合には、こぼれた場所を速やかに大量の水で洗い流す。

大量の場合には、漏出液を密閉式の空容器にできるだけ回収し、回収できなかった場所を大量の水で洗い流す。

**二次災害の防止策**

浸透性および揮発性があるので、付近の着火源となるものは速やかに取り除く。

---

**7.【取り扱い及び保管上の注意】****取り扱い****技術的対策**

「8.ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

**局所排気・全体排気**

「8.ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、換気に注意する。

**安全取扱注意事項**

「10.安定性及び反応性」も参照すること。

みだりに火気その他点火源となる恐れのあるものに接近させ若しくは注ぎ、蒸発させ、または加熱しないこと。

容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、または引きずるなどの取り扱いをしてはならない。

取り扱いおよび保管施設の電気設備は全て防爆構造とし、アルコール流動その他によって静電気を発生させる恐れにある場所にはこれを有効に除去する装置を設けること。

取り扱う設備のある場所を常に整理整頓し、その場所に可燃性のもの、または酸化性のものを置かない。

**接触回避**

炎、火花または高温体との接触を避ける。

**保管****安全な保管条件**

保管は消防法上の貯蔵設備で行い、通風をよくし蒸気が滞留しないようにする。また、指定数量未満のものについても、火気その他危険な場所から遠ざけ通風をよくし、温度、湿度、遮光に注意し、暗所に保管する。

消防法の第1類及び第6類の危険物との混合貯蔵は禁止。また、非危険物との混合貯蔵については、原則禁止であるが、例外として危険物以外の可燃性固体類または可燃性液体類と貯蔵する場合は、それぞれをとりまとめて貯蔵し、かつ相互に1m以上の間隔を置く場合には貯蔵できる。

**安全な容器包装材料**

消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

---

**8.【暴露防止及び保護措置】**

**管理濃度 エタノール100%の場合**

設定なし

**許容濃度 エタノール100%の場合**

設定なし(2009年版)

日本産衛学会

ACGIH

STEL

1,000ppm(2009年版)

**設備対策**

装置の気密が重要である。照明設備は防爆型のものを使用する。

取り扱いについては、火気のない換気の良い場所で行う。

**保護具**

**呼吸器の保護**

高濃度の場所では防毒マスクを着用する。

**眼の保護**

高濃度の場所では保護眼鏡を着用する。

**皮膚・身体の保護**

必要に応じてゴム手袋、ゴム前掛、安全靴を着用する。

---

**9.【物理的及び化学的性質】**

<b>物理状態</b>	液体		
<b>色</b>	淡黄色透明		
<b>臭い</b>	特有の芳香		
<b>融点</b>	データなし	エタノール100%の場合	-114.15°C
<b>沸点</b>	データなし	エタノール100%の場合	78.32°C(101.325kPa)
<b>可燃性</b>			
<b>爆発限界</b>	データなし	エタノール100%の場合	空気中で下限3.3vol%～上限19.0vol%
<b>引火点</b>	データなし	エタノール100%の場合	13.0°C

自然発火点	データなし	エタノール100%の場合 439.0°C
分解温度		データなし
pH		4.7～5.7(25°C)
動粘性率	データなし	エタノール100%の場合 1.0826mPa·s(25°C)
溶解度		水、エーテルによく溶ける
n-オクタノール/ 水分配係数	データなし	エタノール100%の場合 -0.30(logPow)
蒸気圧	データなし	エタノール100%の場合 5,878Pa(20°C)
密度		0.869～0.876(15°C)
相対ガス密度	データなし	エタノール100%の場合 1.59
粒子特性		データなし

## 10.【安定性及び反応性】

化学的安定性 通常の取り扱い条件においては安定であり、危険有害な分解生成物は発生しない。

## 危険有害反応可能性

硝酸、硝酸銀、硝酸水銀、過塩素酸マグネシウムなどの強酸化剤と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。  
ある種のプラスティック、ゴム、被膜剤を侵す。

## 避けるべき条件

高温へのばく露

混触危険物質 強酸化剤

危険有害な分解生成物

情報なし

## 11.【有害性情報】

## 急性毒性

経口 原料の加算式判定により区分に該当しないとした。

経皮 データ不足により分類できない。

吸入(蒸気)

原料の加算式判定により区分に該当しないとした。

吸入(ミスト)

データ不足により分類できない。

## 皮膚腐食性及び皮膚刺激性

原料のカットオフ値判定により区分に該当しないとした。

## 眼に対する重篤な損傷/眼刺激性

原料のカットオフ値判定により区分2Aとした。

## 呼吸器感作性または皮膚感作性

データ不足のため分類できない。

## 生殖細胞変異原性

データ不足のため分類できない。

発がん性

データ不足のため分類できない。

生殖毒性

原料のカットオフ値判定により区分1Aとした。

## 特定標的臓器毒性(単回ばく露)

原料のカットオフ値判定により区分3(麻酔作用、気道刺激性)とした。

## 特定標的臓器毒性(反復ばく露)

原料のカットオフ値判定により区分1(肝臓)、区分2(神経)とした。

## 誤えん有害性

データ不足のため分類できない。

## 12.【環境影響情報】

## 水性環境有害性

急性 原料のカットオフ値判定により区分に該当しないとした。

慢性 原料のカットオフ値判定により区分に該当しないとした。

## オゾン層への有害性

データ不足のため分類できない。

## 残留性・分解性 エタノール100%の場合

理論酸素要求量 2.1mg/l

BOD<sub>5</sub> 0.93～1.67mg/L

COD 1.99～2.11mg/L

バクテリア硝化能の抑制 4,100mg/Lでニトロソモナス種のアンモニア酸化の50%抑制

## 生体蓄積性 データなし

**土壤中の移動性**  
データなし

**13.【廃棄上の注意】****残余廃棄物**

廃棄においては関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。  
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合には、そこに委託して処理する。廃棄物の処理を委託する場合、処理業者に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。

**汚染容器および包装**

清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。  
使用後の容器または配管などを廃棄処分するときは、内容物を水洗してから処理する。  
取扱いおよび保管上の注意の項の記載による他、引火性液体に関する一般的な注意事項による。

**14.【輸送上の注意】**

取扱い及び保管上の注意の項の記載に従う。  
運搬に際しては容器を40°C以下に保ち、転倒、落下並びに損傷がないように積込み、荷崩れの防止を確実に行う。  
消防法により第1類及び第6類との混載禁止。

国連分類	クラス3(引火性液体)
国連番号	1987 アルコール類
容器等級(該当する場合)	II
海洋汚染物質	該当
国内規制	
消防法	別表 第4類 引火性液体 3 アルコール類(指定数量400L)
航空法	規則194条 3 引火性液体(引火点60°C以下)
港則法	航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示 別表第一 輸送許容物件 規則12条 危険物告示別表 引火性液体類(高引火点引火性液体)
危険物船舶運送および貯蔵規則	第2条第1号 引火性液体
船舶による危険物の運送基準等を定める告示	第2条第3号 別表第1 引火性液体類
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	施行令 別表第1の2 13 有害でない物質
緊急時応急措置指針番号	127(移送時にイエローカードの保持が必要)

**15.【適用法令】**

労働安全衛生法	施行令 別表第1 危険物 4.引火性の物(エタノール) 施行令 別表第9 名称等を通知すべき有害物(エタノール) 施行令 名称などを表示すべき有害物(エタノール) リスクアセスメント対象物質(エタノール)
有機溶剤中毒予防規則	非該当
特定化学物質傷害予防規則	非該当
食品衛生法	食品添加物
危険物船舶運送及び貯蔵規則	引火性液体類(高引火点引火性液体)
消防法	別表 第4類 引火性液体 3 アルコール類(指定数量400L)

**16.【その他の情報】****記載内容の問い合わせ先**

住所	東京都大田区東糀谷3-11-10
担当部門	商品部
電話番号	03-3743-5705
FAX番号	03-3743-5706

**改訂履歴**

作成	2016年9月1日
改訂	2021年6月9日
改訂	2022年4月11日

改訂 2024年4月16日  
最終改訂 2025年6月30日

#### 参考文献

財団法人バイオインダストリー協会 アルコールハンドブック第9版(1997)  
社団法人日本化学会編 化学便覧(改定4版) 丸善(1993)  
化学工業日報社 13700の化学商品  
化学工業日報社 国際化学物質安全性カード(ICSC)日本語版第3集(1997)

#### 注意

- ・この情報は新しい知見及び試験等により改正されることがあります。
- ・記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確さ、完全性を保証するものではありません。
- ・注意事項は通常の取扱いを対象としたものですが、特別な取扱いをする場合には、新たな用途、用法に適した安全対策を講じた上で実施してください。
- ・すべての化学品には未知の有害性があり得るため、取扱いには細心の注意が必要です。
- ・ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定してください。